

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第136号 平成23(2011)年12月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

法隆寺観音菩薩立像台座の 銘文について

名古屋市 石田敬一

1 はじめに

2011年10月の例会で竹内強氏が問題提議された、法隆寺の観音菩薩立像の台座に刻まれた銘文(以下「法隆寺観音像銘文」)について、通説の読み下しに対する疑義が出されました。そこで、この法隆寺観音像銘文について、その意味するところを再度整理して私考を示します。あわせて法隆寺観音像銘文が作られた時期や笠評の場所について述べます。

なお、本文に使ったふりがなは全て筆者によるものです。

2 銘文が記す通常の意味

辛亥年七月十日記笠評君名 又は佐大古臣辛丑日崩去辰時故児在布奈太利古臣又伯在○古臣二人乞願
辛亥年七月十日記、笠評君名 又は佐大古臣、辛 丑日崩去辰時、故児在布奈太利古臣、又伯在○古臣二人乞願

国立文化財機構は、そのホームページ「e国宝」(<http://www.emuseum.jp/help/ja>)で、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館に所蔵の国宝・重要文化財について、それぞれに画像と説明をつけています。

この法隆寺観音像銘文については、次のように解説されています。

「辛亥年七月十日に崩去した笠評君のため、その日、遺児と伯父の二人が造像を発願した」ことが知られる。

つまり亡くなったのは、笠評君であり、その児と伯父が願い出たと解釈されています。登場人物は笠評君名 又は佐大古臣、児在布奈太利古臣、伯在○古臣の3人であると理解した上での説明です。

3 「名」の使い方

法隆寺観音像銘文の意味を把握するため、この銘文に出てくる「名」の使われ方を他の文献や銘文で確認します。

(1) 隋書卷八十一 列傳第四十六 東夷傳 倭國

歴年無主有女子名卑彌呼

ここでは女子に「名」が続いて卑彌呼を記しています。「名」は前の人物を受けてその名前を記す形になっています。

すなわち、女子+「名」+名前という形です。

(2) かみつのみや・しようとくほうおう・ていせつ上宮聖徳法王帝説

聖徳法王娶膳部加多夫古臣女子名 ひみか菩岐々美郎女、生児春米女王、次長谷王……

かしわでのかたふこのおみ聖徳法王、膳部加多夫古臣が女子、名は ほきさみのいらつめ菩岐々美郎女を娶して 生ませる児は春米女王、次は長谷王……

ここでも女子の「名」が善岐々美郎女という使われ方がされています。

すなわち、女子+「名」+名前という形です。

(3) 江田船山古墳出土の鉄刀銘

治天下獲□□□鹵大王世奉事典曹人名无利弓八月中用大鉄釜并四尺廷刀八十練九十振 三寸上好刊刀 服此刀者長寿子孫洋々得□恩也不失其所統 作刀者名伊太和書者張安也

天の下治らしめし獲□□□鹵大王の世、典曹に奉事せし人、名は無利弓、八月中、大鉄釜を用い四尺の廷刀を并わす。八十たび練り、九十たび振つ。三寸上好の刊刀なり。此の刀を服する者は長寿にして子孫洋々、□恩を得る也。其の統ぶる所を失わず。刀作者の名は伊太和、書者は張安也

ここでも「名」は前の典曹人や作刀者を受けて、その人の名を示すときに使われています。すなわち、典曹人+「名」+名前であり、また、作刀者+「名」+名前という形です。

(4) 稲荷山古墳出土の鉄刀銘

辛亥年七月中記乎獲居臣 上祖名意富比埜 其兒多加利足尼 其兒名弓已加利獲居 其兒名多加披次獲居 其兒名多沙鬼獲居 其兒名半弓比 其兒名加差披余 其兒名乎獲居臣 世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時 吾左治天下令作此百練利刀記 吾奉事根原也

辛亥の年七月中に乎獲居の臣が記す。

上祖の名は意富比埜、

其の兒の多加利足尼、

其の兒の名は弓已加利獲居、

其の兒の名は多加披次獲居、

其の兒の名は多沙鬼獲居、

其の兒の名は半弓比、

其の兒の名は加差披余、

其の兒の名は乎獲居の臣。

世々、杖刀人首と為り奉事して来り今に至る。

獲加多支鹵大王の寺、斯鬼宮に在る時、

吾、天下を左治し此百練利刀を作らしめ、

吾、奉事の根原を記す也。

「名」は、すでに(1)から(3)に示したとおり、人や者などの名を後に続けて示すときに使われ

ています。この稲荷山の鉄刀銘の例も同様です。すなわち、其兒+「名」+名前です。

したがってこれらに習えば、法隆寺観音像銘文については、笠評君のあとに「名」がありますので、笠評君の名が大古臣であると読むのが一般的ではないかと思えます。すなわち笠評君+「名」+大古臣です。「e国宝」でもそのように解説されています。私も、(1)から(4)の形をうろおぼえですが知っていましたので、例会の際には笠評君の名が大古臣であると直感的に思いました。そして、これを記したものは兒と伯父の二人であるのだろうと考えました。

この通説の読み下しに関して、例会で疑義が出されました。

その疑義のポイントは、笠評君名^{又は佐}大古臣を一人の人物であると考え、この銘文だけでは願いを受ける者の名がなく、誰に願い出たことになるのかがわかりません。このため、銘文だけでは意味が完結しません。たぶん、近畿王朝の立場では、銘文には記されていないがその願い出られたのは近畿王朝の天皇に決まっているということになるのでしょうか。ただこのような一元史観で思考すると銘文に記されていないことを勝手に付加してしまうことになってしまいます。それで、銘文に登場する人物は、笠評君名^{又は佐}大古臣、布奈太利古臣、○古臣の3人ではなく、笠評君、名^{又は佐}大古臣、その兒と伯父の4人ではないだろうかとするものです。この登場人物4人の場合の意味は、「辛亥年七月十日、辛丑日の辰時に名^{又は佐}大古臣が崩去し、その兒と伯父の二人が乞い願う故に、笠評君が記す。」となります。

4 「記」の使い方

(1) 稲荷山古墳出土の鉄刀銘

先に示した稲荷山古墳出土の鉄刀銘においては、「名」が使われるとともに「記」も使われています。この鉄刀銘でわかるように、記した者は乎獲居の臣です。記した者の名前は「記」のすぐ後に書かれています。すなわち、年月日+「記」+名前です。この例からすると、法隆寺観音像銘文の場合は、笠評君が銘文を記したことになると思われます。

「記」と「名」の両方ともその使い方を稲荷

山古墳出土の鉄刀銘の例に従った場合に、法隆寺観音像銘文はどんな意味になるでしょう。この銘文を笠評君が記し、その笠評君の名が、大古臣である場合です。この場合は笠評君が亡くなったことを表すこの銘文を笠評君本人が自分で記したことになり矛盾します。死んだ人間が文字を刻めるわけがありません。

これらに対して「記」の使い方を重視し、「名」は名前的一部分であると考えた場合、法隆寺観音像銘文の意味は、どうなるでしょう。この銘文を笠評君が記したもので、名大古臣が崩去したのでその兄と伯父の二人が、笠評君に願い出たと理解できます。笠評君が観音菩薩立像の台座に銘文を記して名大古臣の冥福を祈ったことになり、この銘文だけで意味が通じます。この「記」を重視した場合の読み方は、銘文の役割を果たしているでしょう。

なお、「名」は万葉仮名でナ音でよく使われており名前的一部分と考えることに違和感はありません。つまり、銘文の意味内容は、笠評君は銘文を記して祈ったもので、笠評君とは別人の名大古臣が亡くなりその兄と伯父が乞願ったというものです。つまり、この法隆寺観音像銘文に登場する人物は、笠評君、名大古臣、その兄と伯父の4人です。

「記」の使い方を重視した場合について、再度整理すると、法隆寺観音像銘文は、次の意味になると思います。

「辛亥年七月十日に笠評君が記す。名大古臣が辛丑日の辰時に崩去し、その兄と伯父の二人が乞願う故に。」となります。名大古臣が亡くなりその子供と伯父が笠評君に願い出て、笠評君が銘文を刻んだということです。ただ、この場合は、人+「名」+名前の構文が使われないので、その点に問題が残ります。

(2) 野中寺の銅造弥勒菩薩半跏思惟像の台座銘文

ところが、次の例のように「記」の後に銘文を記した人物の名を書かない場合があります。

大阪府羽曳野市にある野中寺の銅造弥勒菩薩半跏思惟像の台座に次の陰刻（以下「野中寺弥勒菩薩像銘文」とする。）があります。

丙寅年四月大旧八日癸卯開記 栢寺智識之等詣

中宮天皇大御身勞坐之時 請願之奉弥勒御像也 友等人数一百十八 是依六道四生人等此教可相之也

丙寅（天智称制五年、666年）年四月八日に記す。この金銅弥勒菩薩像は、栢寺智識之等が詣でて、中宮天皇の大御身が勞坐の時、天皇の快癒を祈り請願して奉った弥勒御像なり。友等百十八の人を数える。是に依り仏教を六道四生の万人に此を教え相導きください。

野中寺弥勒菩薩像銘文の例に従い、あらためて法隆寺観音像銘文を解釈します。
辛亥年七月十日記、笠評君名大古臣、辛丑日崩去辰時、故兄在布奈太利古臣、又伯在古臣二人乞願

この例に従うと、法隆寺観音像銘文に登場する人物は、笠評君名大古臣、とその兄と伯父の3人であり、つぎのように解釈できると思います。

「辛亥年七月十日に記す。笠評君である大古臣が辛丑日の辰時に崩去した故に、子の布奈太利古臣と伯父の古臣の二人が乞願う。」となります。大古臣という名の笠評君が亡くなりその子供と伯父が願って観音像を造り銘文を刻んだということです。

野中寺弥勒菩薩像銘文の例にしたがえば、例会で発言した私のファーストインプレッションのとおりの意味内容になると思います。銘文を記した人が重要ではなく、誰が誰のためにこの観音像を作ったかが、この銘文の核心と考えれば、子供と伯父が笠評君のために観音像を作ったとするのが最も適切であるように思います。法隆寺観音像銘文は、先の(1)で示した読み方よりもこの(2)で示したように解釈するのが良さそうです。

5 「崩」の意味

法隆寺観音像銘文では、笠評君の死去に「崩」の字を使っています。「崩」の字はどんな場合に使われるのでしょうか。

『古事記』、『日本書紀』ともに天皇の死去について「天皇崩」と記述されています。つまり、記紀では天皇が亡くなった場合には「崩」で表現しており、他の者とはっきり区別しているの

です。天皇以外の死去について、記紀での記載例をいくつかあげると「箭田珠勝大兄皇子薨」、「蘇我大臣稻目宿禰薨」、「皇后広姫薨」、「来目皇子薨於筑紫」、「厩戸豊聡耳皇子命薨于斑鳩宮」、「阿倍大臣薨」、「即射建波爾安王而死」、「人民死」などであり、記紀では天皇以外の者が亡くなった場合には「薨」や「死」が使われています。

このように、「崩」は天皇の死去に使われる言葉ですので、竹内強氏が例会で強調したとおり、笠評君の「崩」去であることから笠評君は天皇であるということになります。

なお、『古事記』では天皇以外で「崩」を使っている例があります。ただ、これは息長帯日竊命の言葉の中で「御子既崩」と使われたもので、後に天皇になるはずだった御子という意味で使ったと考えられ、例外といえましょう。

6 この銘文の時期

法隆寺観音像銘文の頭に刻まれた「辛亥年」は、銘文の中に「評」が続けて出てくることからONライン*1である701年より前の時期と考えられます。また法隆寺の創建は推古15年(607年)とされますので、この後に法隆寺に納められた仏像と思われるので、607年から701年の間にある辛亥年となります。

従って、591年や711年は、この辛亥年の対象とならず、651年(白雉2年)である可能性が高いと思います。

となると、先の野中寺弥勒菩薩像銘文と同時期の仏像に陰刻された銘文として、「記」の使われ方は同じパターンであると捉える方が妥当性があります。この点から、法隆寺観音像銘文は4の(2)と同じ解釈と考えて間違いないでしょう。

7 「笠」の場所

次に笠評君について、これは笠という地名の評を支配していた君、すなわち笠評の君主という意味をもつ肩書きであろうと思います。この笠がどこの場所に当たるかについて、竹内強氏は、①京都府加佐郡、②岡山県笠間市、③福岡県御笠郡の3カ所を候補に挙げた上で、現在、

笠を姓にする人が、①と②にはほとんどいないのに対し、③には多数在ることから③の可能性が高いことを示されました。

私も③の可能性が高いと思います。というのも、笠評君の「君」は、近畿王朝の氏姓制度ではなく、筑紫君、上毛野君、水沼君、火君、鞍橋君など九州で使われた姓であることです。また、①は『日本書紀』の天武五年に「丹波国訶紗郡」とあり、『丹後風土記』には「伽佐郡は旧笠郡の字を用いたとされ、「訶紗郡」「伽佐郡」「笠郡」と文献にあるものの、藤原宮出土木簡には「且波国加佐評」とあることがわかりました。「笠評」とは字が異なります。これらのことから、①は、法隆寺観音像銘文の笠評である可能性は低いと思います。

また同時に、竹内氏は③であるとする、「御笠」の「御」が頭に付いており、「笠」とはぴったりしないという問題を指摘されました。

この「御」については古田武彦氏が、甕棺の読みを「ミカカン」としてその際にこの「ミ」は接頭辞であり、「神」、「御」等の「ミ」にあたるであろうとされます。すなわち、“神聖なるかめ”これが「ミカ」の意味するところではないかとされます。これに習って、「御笠」の「ミ」も「笠」という地名に「御」の接頭辞がついたとすれば、オリジナルの地名は笠であると考えても良いのではないのでしょうか。

確かに九州北部の地名には頭に「ミ」が付く地名が多いようです。たとえば、筑後国の三瀬郡(水沼)、御井郡、御原郡、三池郡などです。これらはそれぞれ神聖なる沼、神聖なる井戸、神聖なる原、神聖なる池ということになるのでしょう。

天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山にい だし月かも
(『古今和歌集』巻九)

この阿倍仲麻呂が詠った歌にある三笠、神聖なる笠の山があるところ、ここが笠評であると思います。福岡県の春日の御笠山(宝満山)です。太宰府の東です。笠評はこの太宰府の辺りの地域のことを指しているのではないかと思います。

*1 ONライン：ONラインとは、古田武彦氏が提唱する九州王朝(Old)と近畿王朝(New)の画期線のこと。

この太宰府を含む笠評の代表者、笠評君が天皇であるとするならば、その地域性から考えて、たいへんリーズナブルな気がします。

8 終わりに

笠評君は651年に亡くなったと考えられます。この時の近畿の天皇は、孝徳天皇（645～654年）です。となると、理屈上は、孝徳天皇と並行して、もう一人の天皇である笠評君が存在したことになります。笠評君の崩御が651年で、孝徳天皇の崩御が654年であり、少なくとも651年以前の同時期に天皇が二人いたことになります。そしてナンバー2の二人の天皇の上に立つナンバー1の天子がいたはずです。白雉年号（650～655年）の時代の天子は誰かと言うことになりますが、それは正木裕氏が提唱される筑紫君薩夜麻の父である、伊勢王であろうと思われま

す。いずれにしても、九州王朝が7世紀まで連綿として存在したことに繋がる一片の証が、法隆寺観音像銘文に刻まれている可能性があると思います。

高天原を巡って(1)

名古屋市 加藤勝美

1 はじめに

古代史に興味を抱いて研究を開始したとき、否応なく最初にぶつかる大きな謎が二つある。ひとつは「邪馬臺國」であり、他のひとつは「高天原」である。「高天原」は「邪馬臺國」に比べると地味な謎となっているが、日本の源郷問題という点において共通しており、その重要性においては甲乙つけがたい大問題とってよ

う。「邪馬臺國」は『三國志』には「邪馬壹国」、すなわち「台」ではなく「一」と表記されており、古田武彦氏が説かれたように原文どおり「邪馬壹國」とするのが正しい。国名表記が「台

から「一」に変わったからといって「魏志倭人伝」の文章に何ら変化が生じるわけではない。この限りにおいて国名表記問題はさほど大きな問題とはいえない。極論すれば国名が「台」だろうと「一」だろうとどうでもいい。大切なのは「魏志倭人伝」の内実であって、表記ではない。「魏志倭人伝」を原文に依拠してみた時、そこに何が記されているのか、それこそが問題の本質であり本体なのである。

この観点から私は2003年（平成15年）に『真正面からの「魏志倭人伝」』*1を書いて刊行した。「魏志倭人伝」の場合は邪馬壹国に至る距離、方向、大きさなどが明記されているので、原文に従う限り極めて順調に邪馬壹国にたどりつくことができた。行程上の最大ポイントは一大國にあった。「魏志倭人伝」には、狗邪韓國（韓国の釜山）から最初に南に千里渡ると對海國とある。この對海國が對馬のことである点に異論のある人はいない。釜山と對馬の間の距離は分かっているのだから、その間が千里と記されているのであるから短里に決まっている。

問題は次の一大國である。對海國から南に千里と記されている。一回り小さな國（對海國、方四百里に対し、一大國、方三百里）と記されている。この一大國は壹岐のことだというのが大多数の研究者の一致した見方である。ところが壹岐は對馬から東南に位置し、距離も千里の半分ほどしかない。さらに大きさに至っては一回りどころか二回りも三回りも小さい。對馬のたった十分の一、方百里もない。つまり一大國とする壹岐は方向も距離も大きさも「魏志倭人伝」が記す一大國とは似ても似つかぬ場所なのだ。どう逆立ちして考えても一大國が壹岐の筈はない。この疑問から出発して私は研究を続け、先述書を刊行した。興味のある向きは同書によっていただきたい。

少々横道にそれたが、私の言いたいことはこうである。原文を離れて論じることの危険である。原文を離れば何の制約もなくなり、自由自在に持論を展開できる。が、それではもう学問とは呼ばず、遙か遠く空想の世界になってし

*1 『真正面からの「魏志倭人伝」－古代日本史の再検討を促す－』：加藤勝巳著、2003（平成15）年10月、碧天舎

まう。

「高天原」についてもこのこと（先ずは原文尊重）をしっかり肝に銘じて展開を試みたいと思う。

2 基本姿勢

私は古代史もまた歴史の一部であり、そこに厳然とした事実を見るようにしなくてはならないと考えている。つまり科学としての史学を追究すべきであると考えている。私がいう「科学としての史学」とはそこに思想だの宗教だの権力構造だのといったものをさしはさまない、いわば、事実としての対象を捉えることと理解している。ありていにいえば「聞きたいのは君の考えじゃなく、事実ないし原文には何と書いてあるか」である。思想学的意義だの神学的意義だのではなく、(そうしたものは思想家や神学者の手に委ねて)、生物としての人間が当時どのように存在したのか、それを探るのが古代史だと考えている。

「高天原」についてはとくに史学以外の観点が入りやすく、神話上の作り話ときめつける論者もいる。全面創作説以外にも一部創作説もある。さらには他国ないし他王朝からの剽窃説もある。創作説は津田左右吉のいわゆる津田学説が有名だが、なぜこれが学説なのか私には不可解である。「高天原」が創作なら議論はそこで全面ストップとなる。大本営発表と全く正反対に見えながら「議論の全面停止」を迫る点、全く同根の主張になっているように私には見える。いかがであろう。創作というのであれば、以降は考えなくともよくなり、あまりにも楽で、ある意味無責任な主張となろう。

一部創作説は傾聴に値する場合もあるが、やはりともするとひとりよがりの我田引水に陥りやすい。なにしろ不都合な部分は創作だとしてしまえるからだ。他からの剽窃説だが、一部創作説と同様、当該論者にとって極めて都合の好い主張である。自説に不都合なものは「他から盗んできたんだから」と切り捨ててしまえばいいのだから・・・。

という次第で私の基本姿勢ははっきりしている。いささか「お人好し論」めくかも知れないが、何はともあれ、「原文ないし原意はどうなっ

ているのか」を貫くことにある。そこで自分の不都合な部分が出てきてもやむを得ない。意味不明ならそのまま意味不明とし、決して自己解釈に走らない。これである。つまり拙著『真正面からの「魏志倭人伝」』で採用した姿勢と同様である。

3 高天原の候補地

「高天原」の候補地は「邪馬壹国」ほどではないが、実に様々である。大和内に求める説が多いが、出雲、富士山周辺、鹿島(茨城)、吉備、北九州、南九州等々実に多くの候補地が挙がっている。ちなみに私は尾張東北部も候補地の一つとしていいのではないかと考えている、極端な場合は海を渡った韓国ないし中国の地にこれを求める論者もいる。

このように、極めて多くの候補地が挙がり、議論されてきた「高天原」であるが、それもこれも『古事記』を始めとする文献にきちんとその位置が記されていないからである。

そこで、本稿では文献に表れている「高天原」をひとつひとつ取り上げて、今後の「高天原」研究の参考に供したいと思って筆を執ることにした。具体的に順次取り上げていく。

4 『古事記』の記す高天原その1

『古事記』本文は次のように書き出されている。

天地初發之時、於高天原成神名、天之御中主神。
訓高下天云阿麻。下效此。次高御産巢日神。次神産巢日神。此三柱神者、並獨神成坐而、隱身也。

(岩波文庫『古事記』214頁)

これを倉野憲司は『古事記』(岩波文庫、昭和38年)で次のように読み下している。(以下、本稿における読み下し文は特に断らない限りこの倉野憲司の読み下し文による。)

あめつち ひら たかま
天地初めて發けし時、高天の原に成れる神の名
あめのみなかつしのかみ たかみむすひのかみ
は、天之御中主神。次に高御産巢日神。次に
かみむすひのかみ みましら ひとりがみ
神産巢日神。この三柱の神は、みな獨神と成りま
して、身を隠したまひき。

(岩波文庫『古事記』18頁)

つまり高天原はこの書き出しの部分でいきなり登場するのである。この書き出しで分かるのは、高天原は誕生直後の地球だと理解されていることである。地球といっても現代人が認識している地球のことではない。天と地（ないし海面）が分かれた瞬間、四方八方延々と果てしなく続く上下に狭い隙間のことである。その隙間に初めて神が生まれた（成った）と書き出されているのである。

このことをいっそう明確に示すのが次の一文である。いたずらに長くなるのを避けて読み下し文のみを掲げよう。

次に、くにわか國稚あぶら浮ごとき脂のくらげ如くして、とき海月あいかびなすあが漂へる時、うましあしか葦牙のびひこち如くのかみ萌え騰る物によりて成れる神の名は、あめのとこたちのかみ宇摩志阿斯訶備比古遲神。次に、ふたはしら天之常立神。この二柱の神もまた、獨神と成りまして、身を隠したまひき。

（岩波文庫『古事記』18頁）

この一文からうかがわれるように、陸地はくらげのようにただよっていて、陸地の体をなしていない状態だったとしている。いわば地球の原初的な姿を彷彿させる。そして前述したように、高天原はこの状態に至るさらに以前から存在する空間（隙間）にあったと記されているのである。

日本の島々が生まれるのはこれよりずっと後の話。上記2神の生誕後、神世七代と呼ばれる神々が生まれるが、その最後に伊邪那伎神、伊邪那美神が誕生する。そしてこの2神が次々と日本の島々を生んでいくのである。

つまりはこうである。高天原は日本の島々が生成されるずっとずっと以前から存在した國。國というより地上全土とっていいのである。

以上でお分かりのように、『古事記』に最初に登場する高天原は、天地が分かれた瞬間の地上全土のことを言っているのである。具体的な国土だの地域だのでは決してない。

そこで、この点に力点を置くと、高天原は神話であり、国家権威の象徴を示す作り話という見方が出てくることになる。が、冷静に考えていただきたい。『古事記』原文に作為だの権威付けなどが感じられるだろうか。原文は単に「原

初に高天原ができ、神が生まれて隠れた」というだけのことである。

そこで権威付けだというためにはずっとずっと後世になって表れる天孫降臨ないし神武天皇の登場に結びつけられることになる。皇権ないし王権の発生はずっとずっと遡って原初に求めることにした、という解釈になってくる。が、不思議な解釈である。『古事記』が書き出した高天原は具体的なものは何もない。「宇宙空間」という用語と同じように無色透明な単なる無国籍用語に過ぎない。単に古さを示すためならあまりにも素朴で回りくどい記述に陥っている。いきなり日本の島々を生み出す所から開始すればよさそうだし、それで十分だと思うがいかがであらう。

ということは、神話は作られたものではない、ことになる。むろん「話」である以上事実とか真実といった類のものではない。自分たちが住んでいる国土はどのように生まれたのだろう、という疑問は太古の昔から、しかも世界中の人々共通の疑問であり、「それを知りたい」と願ったに相違ない。人々はああでもないこうでもないと言ひ合ひ、長い時間をかけておぼろげながら国土創世神話を作り出していったに相違ない。その一つが『古事記』の記す神々の創生だったのでなかろうか。そしてそう考えて少しも不思議ではなかろう。『古事記』の編者（太安万侶）はいくつかの神話から一つを選んで「原初に高天原ができ、神が生まれて隠れた」と書き出したに相違ない。

もとより「原初に高天原ができ、神が生まれて隠れた」を神道上ないし王権確立上いかように解釈しようと私はかまわない。私が確認したいのは『古事記』には「原初に高天原ができ、神が生まれて隠れた」としか記されていないことである。

5 『古事記』の記す高天原その2

次に高天原が登場するのは伊邪那伎命が三貴子（天照大御神、月讀命、建速須佐之男命）を生んだ直後に登場する。以下のように記されている。

此時、伊邪那伎命、大歡喜詔、吾者生生子而、於

生終得三貴子。即其御頸珠之玉緒母由良邇此四字以音。下效。取由良迦志而、賜天照大御神而詔之、汝命者、所知高天原矣。事依而賜也。故、其御頸珠名、謂御倉板舉之神。訓板舉、云多那次、詔月讀命、汝命者、所知夜之食國矣。事依也。訓食、云雲須次、詔建速須佐之男命、汝命者、所知海原矣。事依也。

(岩波文庫『古事記』220頁)

読み下し文は次のようになっている。

この時、伊邪那伎の命、大くいた よろこ喜びて詔りたまひしく、「吾は子を生子生みて、生みの終に三はしらの貴き子を得つ。」とのりたまひて、すなはち御頸珠の玉の緒もゆらに取りゆらかして、天照大御神に賜ひて詔りたまひしく、「汝命は、高天の原を知らせ。」と事依さして賜ひき、故、その御頸珠の名を、御倉板舉之神と謂ふ。次に、月讀命に詔りたまひしく、「汝命は、夜の食國を知らせ。」と事依さしき。次に、建速須佐之男命に詔りたまひしく、「汝命は、海原を知らせ。」と事依さしき。

(岩波文庫『古事記』30・31頁)

ここに見える「知らせ」は「治める」、「事依す」は「命ずる」の意味である。ここに出てくる「高天原」は明らかに先に見た原初の「高天原」と異なっている。日没後(夜)は月讀命の支配下とされているのだから高天原は昼間の国土ということになる。しかも地上すべてではない。海原は建速須佐之男命の支配下とされている。海と日没後を除いた(天空を含む)国土、それが高天原とされている。

しかもここに至るまでに伊邪那伎命、伊邪那美命二神は日本の島々を生んだと記されている。つまり地球すべてが高天原ではなく、日本の島々のかつ陸地部に限定されていることが分かる。

確認しよう。天照大御神が支配を命ぜられた高天原は、決して地球全土のことではない。すぐ隣国の朝鮮半島や中国の地も含まれていない。明らかに日本列島を指している。生んでもいない海外の地を「治めなさい」などということは出来ないのだから自明の理である。

他の文献はいざ知らず、少なくともここで『古事記』が記している高天原は日本列島に限定されている。なぜこんな自明のことを確認するか

というと、驚いたことに高天原を朝鮮半島や中国の地に求めようとする向きがあるからである。これらも学説として扱われているようだが、こんなまで学説と言われても私はとまどうばかりである。色々な説を唱えるのは自由だが、原文から離れては学説とは言いがたい。そんな風に思われてならない。

邪馬壹國への道筋 その1

名古屋市 石田敬一

2011年2月にお亡くなりになった土井真人氏は、「古田史学の会・東海」の2010年12月の例会において、帯方郡治から邪馬壹國に至るまでの道筋について、『三國志 魏書 烏丸鮮卑東夷伝 倭人条』(以下『魏志倭人伝』という。)の記述にある方角を素直に読み複数の具体的なルートを挙げられました。しかしながらその探求の意志を遂げることなく道半ばのままとなりました。

察するに、土井氏が邪馬壹國への道筋で一番大きく問題と考えられた点は、末廬國から東南に陸行五百里とある伊都國の位置、とりわけその方角だと思われます。そこで今一度、その点を踏まえながら『魏志倭人伝』の記述に従って再検討します。

1 從郡至倭、循海岸水行。歴韓國、乍南乍東、到其北岸狗邪韓國七千餘里

帶方郡から倭國に至るには海岸に循って水行する。南に行ったり東に行ったりして韓國を歴て、七千餘里で倭國の北岸の狗邪韓國に到着する。

一般的な解釈は、帶方郡を出航し朝鮮半島の西と南の海を狗邪韓國までずっと船で行ったと解釈します。これに対し古田武彦氏は「歴韓國、乍南乍東」は韓國の陸地を南に行ったり東に行ったりを繰り返しながら經由していくことを「歴」や「乍」の使用事例を示して理路整然と説明されました。これにより韓國陸行が決定的になったと私は考えています。まず揺らぐこと

がないでしょう。

土井氏は、この古田氏の主張に従い韓国を陸行したとされました。韓国陸行が間違いないことは古田氏により言い尽くされた感がありますが、今一度、私なりに韓国陸行が明確であることを韓国の領域の点から示します。

韓在帶方之南、東西以海為限、南與倭接、方可四千里 （『三國志 魏書 烏丸鮮卑東夷傳 韓伝』）

このように、韓伝において韓国の南は倭と接し、東西は海を以て限りと為すと記述されています。この記述でのポイントは、韓国の東西の範囲が海を以て限りとする点です。このことから韓国の範囲は陸地の部分のみを指し、海は韓国の領域に含まれていないことが明確です。

つまり、『三國志』における韓国は、朝鮮半島の陸地すなわち「領土」であると記述されています。したがって、「歴韓国」とは韓国の陸地を経ることを指します。このような理解が妥当だと私は思います。一般的な解釈は、この点に全く無知です。

言い換えれば、朝鮮半島の西側や東側の海は韓国ではありませんから、海岸を水行したままでは韓国を歴ることはできないということです。もし、狗邪韓国までずっと水行であるならば、「歴韓国、乍南乍東」は不要であるばかりか、削除しないと朝鮮半島の海岸に循って水行した文章として成立しません。狗邪韓国までずっと船で行く場合は、たとえば次のような記述でなければならぬでしょう。

「從郡至倭、循海岸水行、到其北岸狗邪韓国七千餘里」

こうした考えに立つと、「歴韓国、乍南乍東」が記述されているのは陸行したことをあえて示すためであるといえます。

さて、韓国を陸行するので、原文の「從郡至倭」に続く「循海岸水行」は帶方郡治を出て韓国の「領土」に達するまでの間を表現していることとなります。帶方郡治から西の海岸沿いを南東の方向に水行します。具体的には、図1に示したように、帶方郡治があったとされる沙里院、そこから近い海州（又は南浦）に行き、その港を出て韓国の仁川港に入港し韓国領土を

通って狗邪韓国に向かったと思われます。帶方郡治から仁川までを陸路で行かなかったのは漢江と南漢川の大河を渡る煩雑さを避けるためではないかと私は推測しています。



図1 韓国陸行

韓伝を直前に読み終えている読者には、韓国は陸地を指すことをすでに承知していますから、「歴韓国」と記述されていれば、それは韓国内の陸地に行くことだと自ずとわかります。筆者にとっても読者にとっても、陸行は当然のことですから、「陸行」は記述されていません。

韓国の領土内を南に行ったり東に行ったりしながら陸行することになります。仁川から水原、天安、続いて大田、大邱を通過して馬山、釜山の道が妥当なところでしょうか。なお、「東海の古代」122号で林伸禧氏が自転車で韓国の行路を調査した平瀬英司氏の韓国陸行説を紹介され、1回の峠越えを除き平坦な道であるので陸行は容易であるとされます。

さらに、韓国陸行でなければ、『魏志倭人伝』の記述が矛盾してしまう距離の問題があります。古田氏が指摘しているとおり、韓国の大きさが「方可四千里」であるので、ずっと水行で狗邪韓国まで行ったとすると、韓国の西の四千里と南の四千里の水行で計八千里となり、帶方郡治

から狗邪韓國までの距離「七千余里」を超えてしまします。記述が自己矛盾してしまうのですから、水行説はこの点で成立しないことが決定的です。韓國陸行であれば七千余里の距離は矛盾しません。むしろよく理解できます。帯方郡治を出航し狗邪韓國までずっと船で行ったとする一般的な解釈は、『三國志 魏書 烏丸鮮卑東夷伝』のごく狭い記述『魏志倭人伝』だけを見て唱えられているもので、その直前の『韓伝』を無視した近視眼的な誤る理解と言わざるを得ません。

30年ほど前に読んだ『「邪馬台国」はなかった』において、古田武彦氏が簡明に邪馬壱国への行程を示されたことで、私の中のもやもやしていたものを消し去り、私は心の底から納得しました。これまでの説は素人の発想から脱却できない程度の解釈ばかりでした。一般的な解釈は、『韓伝』を読まず『倭人条』だけで議論してきたのではないのでしょうか。

2 始度一海千餘里、至對海國

一海を渡り始めて千余里で對海國に至る。

對海國が對馬であることについては、その位置や名称の妥当性からほぼ異論はないでしょう。

私の想像では図2に示したように、釜山^{フサン}を出港した魏使は、釜山^{フサン}から最短の對馬の北端を目指し、そして島に近づいたら對馬の東側を回って巖原港に入港したのではないかと思います。一般的に國から國へ行くときにはその國の首都の方向を記述すると解釈されると思います。しかし、安全な航行を第一に考えると、狗邪韓國から目指したのは目視できる對海國の島の北端で、そこに船を向けて進めたのではないのでしょうか。つまり、對海國の首都があったと考えられる巖原港へ直行する航路ではなく、狗邪韓國から一番近い陸地、すなわち對馬の北端を目指したと思います。そして島に沿って半周し首都がある巖原港へ航行したと思います。魏使にとって、對馬海流を安全に航行するためには、このような慎重な航路の選択が必要であったでしょう。つまり一海を渡って、まず對海國の北端を目指したということです。

海流は季節や時間によって異なりますが、對馬の西側はおおむね東北方向の強い流れである

ので、西側を航行するには海流に逆らって進まなければなりません。一方對馬の東側は朝と昼では流れが逆になることが多いことと西側に比べれば比較的弱い流れのようであるので、南西方向の流れになるタイミングをみて島の東側を進んだと思います。あるいは比田勝港で流れが変わるのを待ったかもしれません。

古田氏は、對海國と一大國の二辺通過（半周読方）を提唱しました。ただ、それは、“魏使の實際行路”ではなく、「総計、一万二千余里」とはじき出したときの「陳寿の算法」とされました。しかし、島の半周は現実の船の進め方と合致しているように私には思えます。なぜならこの對馬の沿岸にそって周航する航路は魏使が安全に航行するために必要不可欠であると思われるからです。もし島を半周するのではなく大海を航行するのであれば、對馬海流に流されてしまいますので、海流の中を数日間休むことなくずっと船を操らなければなりません。これはたいへん困難な航海であると思います。



図2 島伝いの航行

魏使は帯方郡治と倭を往復し報告する使命を果たすべく安全に航行する必要があったでしょう。このような視点に立つと、島を周航するのは妥当な航行であり、それはとりもなおさず魏使が選択した航行として現実的です。私には「半周読法」ではなく「半周航法」に思われます。

なお、再確認しておかなければならないこと

は、狗邪韓國から対海國までの千里を認めた段階で、古田氏が主張される魏・西晋朝の短里を認めたことになることです。単里を認めない限り、対海國は、九州の南方に存在したことになります。単里を認めて初めて対海國を対馬に想定することができるのです。

この『魏志倭人伝』が魏・西晋朝の短里で記述されていることをしっかり認識することが重要です。

3 又南渡一海千餘里、名曰瀚海、至一大國

また南に瀚海と呼ばれる一海を千余里渡ると一大國に至る。

一大國が壱岐であることについては、その位置や名称から考えて妥当であり異論は少ないでしょう。

対海國から一大國に航行する場合にも、一大國の北端を目指して船を進め、比較的流れが穏やかである島の西側を半周して、一大國の首都がある郷ノ浦港へ入港したと思います。そして海流の状況を見て末盧國に向かったと思います。あるいは印通寺港まで進み、そこで海流が変わるタイミングを待って出港したかもしれません。

対海國から一大國への航行について留意すべきことがあります。対馬の巖原港から壱岐の方角は、『魏志倭人伝』に記述された南の方向ではありません。実際は東南の方向です。これを理由に魏使の方向感覚がずれているとの主張があります。私もそのように思いました。

しかし、この「方角のずれ」に関して、古田氏は粗放な読み方であり「又南渡一海千餘里名曰瀚海」の南は渤海を指しているとされます。つまり対海國の南とされているのは一大國ではなく渤海であるとされます。

確かに一大國に至る前だけに海の名が特記され、「南」の方角が示されています。そして狗邪韓國から対海國、一大國から末盧國に関しては、方角が記述されていないので、この「南」は渤海のことであるとす古田氏の主張は大いに妥当性があります。

ミネルヴァ書房からの復刻版『「邪馬台国」はなかった』を読みなおして、あらためて古田氏の読解力に驚きました。

4 又渡一海千餘里、至末盧國

また一海を千余里渡ると末盧國に至る。

一大國から末盧國の方向が記述されていますが、これまでのたどってきた方向とおおむね変わりはないと考えて良さそうです。もし大きく方向を変えるのであれば、その方向を記述したはずですが。こうした考えに立つと末盧國は旧松浦郡の松浦であることは、具体的に港がどこであるかは別にして、ほぼ異論がないところでしょう。

ここまでの比定に異論が少ないのは、①短理での道のりがおおむね一致していると考えられること。②記述にマッチした地形や遺跡など考古学上の裏付けがあること。③倭人伝の地名と現在知る地名の字面や読みが似通っていることの3点であり、これが妥当と支持されている根拠と思います。

末盧國の中心地に近い港となると背後に広がる平野の大きさから考えて、私ははじめ唐津港を想定しました。この唐津市には縄文時代から弥生時代にかけての菜畑遺跡があり、古くから大陸との交流があったことをうかがわせますので、古田氏をはじめ多くの学者が唐津を支持しています。しかし船の安全な航行や陸上でのデモンストレーションを考えると、私は、陸地に一番近いところを目指したのではないかと思います。一大國から一番近い松浦半島の北の端が目指す有力な場所となりましょう。そしてそこに良港があれば、ここから上陸したと考えるのが妥当ではないでしょうか。松浦半島の北端の呼子港は良港で、この地域には弥生時代の大友遺跡があり、古くから栄えた事実があります。

『魏志倭人伝』の記述を自然体で読めば、魏使は極力、船での航行を避けたように思われます。これまで述べてきたように魏使は朝鮮半島の西側をずっと南下するのではなく韓国を陸行してきました。そして、朝鮮半島から邪馬壹國に向かうのに北九州へ直行すればよいものの、そうはしませんでした。さらに、一大國から邪馬壹國に向かうには、末盧國を経由せずに、伊都國の港がある船越湾や不彌國の港に直接入港すればよいのです。しかし魏使は邪馬壹國に近い港へは向かわなかった。なぜ、伊都國や不彌國の港に直行しなかったのでしょうか。

その答えは安全な航行の確保、使命の全うが第一だったからだと思います。それとともに、すでに古田氏が韓国を歴る際に説明されているとおり、魏使は単に通過・移動するだけが目的ではありません。韓国や倭國の國々の人々に魏使の行進を顕示しながら、かつまた國々を見聞しながら巡っているのです。デモンストレーションもまた魏使の一つの目的なのだと思います。ですから陸行が原則であって、海上の航行は島伝いに必要最小限として慎重に行われたのだと思います。実際に邪馬壹國へ至るのに対馬、壱岐を島伝いに進んだことが『魏志倭人伝』に記述されていることがその証です。

5 千餘里について

さて、ここで問題になるのが現在の地図で朝鮮半島から対馬、対馬から壱岐、壱岐から松浦半島までの最短の直線距離を測れば、60 km から30 km程度（唐津まで36 km、呼子まで24 km）で、ずいぶん差があるにもかかわらず、同様に千餘里と記述されていることです。もちろん魏使は直線距離で航行できるはずがありませんので、問題は実際の道のり、航行の距離です。古田武彦氏、安本美典氏は、ともに余を4とするとところから千餘里を1400里と仮定すると、短里の76 mを掛ければ、道のりは

110 km弱となります。地図上の直線距離とは大きく異なります。これは航路と直線距離が異なるので当たり前ですが、実際の航路としてもやや距離が長く一律の千餘里の記述には疑問が残ります。

この千餘里の航路を魏使は一体どのように測ったのでしょうか。なぜ、それぞれの距離が異なるのに一律の千餘里なのでしょう。この2つの疑問に答えようとするならば、千餘里は航路の実測の距離ではないと考えざるをえません。

私は、^{こやかんこく}狗邪韓国から対海國、対海國から一大國、一大國から末廬國の航路が一律に千餘里と記述されているのは、実際の航路を測定したのではないからだと思います。

三世紀には、すでに海上での距離を測る学問的な方法があったと思われませんが、海上で実際の正確な距離を測ることは難しいので、航行にかかった日数を距離に換算した結果を記述したのではないかと推測しています。一日で何里というカウントの方法だったのではないのでしょうか。狗邪韓国から対海國、対海國から一大國、一大國から末廬國に至るのに、それぞれが同じ日数を要したので、このように一律の距離、千餘里という記述になったのでしょう。日数を距離に換算する取り決めに従って算出したという意味では、正確な記述であったのだと思います。

平成23年掲載論文等目録

号数	発行年月	分類	表題	連載回数	頁	著者	備考
125	23年 1月	挨拶	2011年新年あけましておめでとうございます		1	会長 竹内 強	
		論考	法隆寺に関して	1	2	石田敬一	
		ひろば	中国二十四史に記述されている「倭・日本」を掲載している書物 莫曳皆 <small>はくえい</small> と蝦夷		7	林 伸禧	表2～5
126	23年 2月	論考	「数」の論理		1	石田敬一	
			持統大化年号存在の微証		5	林 伸禧	別紙・表1～4
			法隆寺に関して その2	2	8	石田敬一	
127	23年 3月	論考	『二倍暦の一証明』について	1	1	石田敬一	
			再び“一月・十五日暦説”について		3	石田敬一	
			「神武東征」における記紀の違い		6	竹内 強	
			外国史料に掲載されている神代・天皇代		8	林 伸禧	別紙・表2

号数	発行年月	分類	表題	連載回数	頁	著者	備考
128	23年 4月	論考	『不知正歳四節但計春耕秋収爲年紀』について		2	石田敬一	
			『日本書紀』年表		5	林 伸禧	別表1-2、2
			再び『二倍暦の一証明』について		7	石田敬一	
			日本稲作の起源は		8	竹内 強	
129	23年 5月	訪問記	福岡県の遺跡巡り		1	石田敬一	
		論考	年号「継体」をめぐって		3	洞田一典	
			明治初期の教材に現れたる古代逸年号		6	林 伸禧	
130	23年 6月	論考	持統四年十一月条の法勅の解釈		1	林 伸禧	
		訪問記	福岡県の遺跡巡り（二日目）		8	石田敬一	
131	23年 7月	論考	「大化改新」はなかった		1	横田幸男	
		訪問記	尾張国式内社巡りー古代史上の意義ー		3	加藤勝美	
		ひろば	『日本書紀』暦日の誤り		7	林 伸禧	別紙表2・3
		訪問記	福岡県の遺跡巡り（三日目）		9	石田敬一	
132	23年 8月	報告	第23回愛知サマーセミナー2011に参加して		1	編集部	
			中学校の歴史教科書		4	林 伸禧	別紙「参考資料」
		訪問記	久留米レポート		5	石田敬一	
133	23年 9月	論考	中学校で使用する歴史教科書の概要	1	1	林 伸禧	別紙1～3
			倭国は倭国の誤りか		3	竹内 強	
		訪問記	尾張国式内社巡りー古代史上の意義ー	2	5	加藤勝美	
134	23年10月	訪問記	久留米レポート その2	2	1	石田敬一	
		論考	年代記類に記載されている古代逸年号		12	林 伸禧	別表1・2
135	23年11月	論考	双脚輪状文		1	石田敬一	
		訪問記	美濃國巡り（美濃紙と刃物の里）		8	加藤勝美	
		論考	古代逸年号資料『塵荊鈔』について		11	林 伸禧	別紙付表
136	23年12月	論考	法隆寺観音菩薩立像台座の銘文について		1	石田敬一	
			高天原を巡って	1	5	加藤勝美	
			邪馬壹國への道筋 その1		8	石田敬一	

11月例会報告

○ 双脚輪状文について

名古屋市 石田敬一

現在、4カ所の遺跡で発見されている双脚輪状文について、その詳細を見ると、それぞれ形状が異なるものの、そのバックに一緒に描かれ

た三角文様や、周りの同じ大きさの円形文様、さらに双脚と呼ばれるものが鏡とペアの紐（或いは房）と考えられることから、双脚輪状文は鏡であるとの認識を示した。

また、平原遺跡など割られた鏡が埋納されていた状況に関連して、正月に円い餅を割る「鏡割り」は、鏡を割って死者を弔う古代の風習に起因があるのではないかと示唆した。

○ 浦島伝説と倭人伝のなかの「奴国の長官」 知多郡阿久比町 竹内 強

八王子セミナーハウスで11月5（土）～6日（日）に開かれた第8回古代史セミナーにおいて、古田武彦氏は「魏志倭人伝」中の奴国の長官名「兕馬觚（シマク）」について報告された。

「兕」は諸橋の『大漢和辞典』によれば、

- ・水牛に似て青色、一角、皮は堅厚で鎧に造り、角は酒杯に造る。
- ・水中に住む大獣。
- ・【匪兕匪虎】兕でもなく虎でもないのに、荒野をさまよい苦しむの意。

（巻一、1032頁）

としている。

浦島伝説は、『日本書紀』、『丹後国風土記』、『万葉集』にも登場する。特に『万葉集』では春の日の霞める時に、住吉の岸に出て……水江の浦嶋兒（シマコ）がいて……

（巻第九 1740番）

で始まる。

住吉は博多湾岸にあり水中をさまようシマコ、まさに浦嶋伝説そのものであり、ここから「裸国、黒齒国」に行ったのが「奴国」の長官だとしたら、ピッタリではないか。と報告した。

○ 倭健命／日本武尊考

名古屋市 佐藤章司

倭健命の説話の背後には倭王武の上表文に述べられている支配領域の

「東は毛人を征すること55國、西は衆夷を服すること66國、渡りて……」

があって、それに対応するように西は熊襲、東は蝦夷として、編集されている。

西の熊襲は倭健命の名である倭男具那王の暗殺伝として、倭国の侵略と支配が拡大していく草創期の時間帯の説話であって、元々ホホデミ命の590年間（二倍年暦）から抜き取られている。

東は木花之夜比毘売を祭神とする富士山祭祀圏を支配していた甲斐の酒折宮に坐ました権力者の説話から持ってきた合作説であろう。

倭健の死に当たっては、その死を「崩」と記しているが、この「崩」は最高権力者（例えば

天皇）に用いるもので、皇子の死に用いる用語ではない。能煩野（三重県）で亡くなるが、この地は鈴鹿山地の一端あって『古事記』歌謡である海岸近辺である浜・磯や湿地帯ではない。元々は『宋書』の倭王武の上表文にある

「昔からわが祖先はみずから甲冑をつらぬき、山川を跋涉し、安じる日もなく……」

というように天皇の親政があつたようであるが、その九州王朝の倭王武の祖先の説話から盗用されたものであらうと述べた。

12月例会に参加を

日時：12月18日（日）午後1時30分～5時
場所：名古屋市市政資料館（第1集会室）

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 〃 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

今後の予定

1月例会：1月29日（日）名古屋市市政資料館

2月例会：2月19日（日）名古屋市市政資料館

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

例会は、1月が**第5日曜日**、2月が**第3日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。